

諸 般 の 報 告

第6回中間市議会定例会

令和2年12月22日

(議決事件の条項、字句、数字等の整理)

1. 今期定例会に上程され、12月10日の本会議において議長に委任された「第75号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算(第8号)」の条項、字句、数字、その他の整理について、同日付で行った。

(報告書の受領)

2. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和2年12月16日、21日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 水道事業会計 | 令和2年9月分 |
| (2) 病院事業会計 | 令和2年8月分 |
| (3) 下水道事業会計 | 令和2年7月分 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和2年12月16日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 生涯学習課 | 平成30年度
令和元年度
令和2年度(監査直近月まで) |
|-----------|-----------------------------------|

議事日程 (第3号)

令和2年12月22日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第59号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算 (第7号)
- 日程第 5 第60号議案 令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 3 第61号議案 令和2年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 4 第62号議案 令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
(日程第1～日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第63号議案 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第64号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第65号議案 中間市債権管理条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 第66号議案 中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第67号議案 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第68号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第69号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第5～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第70号議案 中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例を廃止する等の条例
(日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第71号議案 中間市総合会館条例
(日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 第72号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市チャレンジシヨップ)
(日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第15 第73号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第16 第74号議案 中間市道路線の変更について
(日程第15～日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第17 請願第4号 中間市立病院廃止に反対し、地方独立行政法人化による公立病院としての存続を求める請願
(日程第17 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第18 意見書案 義務教育での20人学級を求める意見書
第12号
(日程第18 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第19 意見書案 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たす
第13号 ことを求める意見書
(日程第19 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第20 意見書案 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意
第14号 見書
- 日程第21 意見書案 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書
第15号
(日程第20～日程第21 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第22 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	7番 掛田るみ子君
8番 草場 満彦君	9番 中尾 淳子君
10番 山本 慎悟君	11番 安田 明美君
12番 梅澤 恭徳君	13番 柴田 広辞君
14番 中野 勝寛君	15番 井上 太一君
16番 下川 俊秀君	

欠席議員 (0名)

欠 員 (2名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	福田 浩君	副市長	……………	白尾 啓介君
教育長	……………	片平 慎一君	総務部長	……………	田中 英敏君
市民部長	……………	船津喜久男君	保健福祉部長	……………	藤田 宜久君
建設産業部長	……………	篠田 耕一君	教育部長	……………	佐伯 道雄君
市立病院事務長	…	末廣 勝彦君	消防長	……………	三船 時彦君
公共施設管理室長	……………				大貝 憲司君
財政課長	……………	蔵元 洋一君	健康増進課長	……………	岩河内弘子君
福祉支援課長	……………	亀井 誠君	市立病院課長	……………	久場康三郎君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	東 隆浩君
書記	志垣 憲一君	書記	千々和 完君

午前10時00分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、傍聴者の皆様にお願ひがあります。傍聴席では静粛にお願ひいたします。

また、議場における言動に対して、拍手などにより可否を表明することは禁じられておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、議事進行に支障となる行為があった場合は、退席をお願いする場合がありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付しております。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第59号議案

日程第2. 第60号議案

日程第3. 第61号議案

日程第4. 第62号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、第59号議案から日程第4、第62号議案までの補正予算4件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第59号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第7号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ9,902万6,000円を追加し、予算の総額を247億601万7,000円とするものです。

まず、歳出の主なものといたしましては、総務費において、新生児特別定額給付金の給付対象となる出生日の期限を、今月末から来年3月末まで延長するための経費として990万円が計上されています。

民生費の特別会計繰出金につきましては、健康保険証のオンライン資格確認対応に伴うシステム改修により特別会計国民健康保険事業繰出金を100万円増額し、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に係る国庫補助金が増加したことから、介護保険事業特別会計

繰出金が150万円減額されています。

教育費においてはGIGAスクール構想の一環として、家庭学習を推進するための貸出用モバイルWi-Fiルーターに160万円、タブレット端末の設定費に800万円、教科書改訂に伴う中学校教科書の教師用指導書に510万円、新型コロナウイルス感染症対策や学習保障など、各学校の事情に応じて必要な取組を行う経費に1,150万円がそれぞれ追加計上されています。

災害復旧費においては、本年7月の大雨の影響により、蓮花寺地内の市有地ののり面から民家敷地内に崩落した岩盤の撤去費に140万円が計上されています。

また、市債におきましては、本年7月の大雨により崩落した下蓮花寺市有墓地の石積み補修工事に係る災害復旧事業債が220万円計上されています。

次に、歳入につきましては、国庫及び県支出金において、GIGAスクール家庭学習用通信機器補助金が160万円、小・中学校教育活動再開支援事業補助金が570万円計上されていますが、事業財源が不足する額については、財政調整基金積立金を8,470万円減額して調整されています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第59号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第60号議案、第61号議案及び第62号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第59号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

まず、歳入につきましては、国庫及び県支出金におきましては、民生費国庫及び県負担金として、障害者自立支援給付費負担金4,490万円、障害児施設給付費国庫負担金3,670万円、国庫及び県補助金として、子ども・子育て支援交付金、放課後児童健全育成事業費補助金がそれぞれ210万円追加計上されておりますが、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金については、支給見込額より実際の支給額が少なかったことにより、290万円減額されております。

また、疾病予防対策事業費等国庫補助金340万円、個人番号カード交付事務費補助金190万円が追加計上されております。

次に、歳出の主なものは、総務費の総務管理費として国県支出金の金額確定に伴い、返還金として5,840万円、戸籍住民基本台帳費においては、国のデジタル化施策推進に

より、令和4年までにマイナンバーカード交付率をほぼ100%にするための体制整備として、190万円が追加計上されております。

また、民生費の社会福祉費においては、障がい者関連の各種サービス費を1億880万円、児童福祉費においては、子育て世帯への臨時特別給付金の決算額に余剰が見込まれることにより440万円が減額され、新型コロナウイルス感染症対策として、学童保育所の開所時間を拡大したことにより、学童保育委託料が640万円追加計上されております。

衛生費の保健衛生費においては、高齢者への季節性インフルエンザ予防接種の助成に要する経費680万円、自覚症状のない高齢者等を対象とした新型コロナウイルス感染症対策として、690万円が追加計上されております。

次に、第60号議案令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入につきましては、一般会計繰入金100万円、歳入欠かん補填収入310万円が追加計上されております。

次に、歳出の主なものは、令和3年3月に予定されております被保険者資格確認をオンラインで行えるようにするための収納異動情報連携業務委託料として100万円、また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免措置等に伴う保険税還付金300万円が追加計上されております。

次に、第61号議案令和2年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入の主なものは、国庫補助金において、介護保険事業費補助金150万円が増額され、国庫補助金の交付を受けたことに伴い、一般会計繰入金150万円が減額されております。

また、低所得者介護保険料負担軽減措置並びに介護給付費負担金返還に伴う財源の調整として、繰越金150万円が追加計上されております。

次に、歳出については、総務費の総務管理費及び介護認定審査会費において、介護報酬の改定及び認定有効期間の改定等に伴うシステム改修委託料280万円が増額されます。新型コロナウイルス感染症の影響での訪問調査の委託件数が減少したことにより、認定調査委託料280万円が減額されております。

また、介護給付費の再確定に伴う償還金として、国及び県への返還金160万円が増額されております。

次に、第62号議案令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入につきましては、一般会計繰入金において、事務費繰入金40万円、国庫補助金において、後期高齢者医療事業費補助金20万円が追加計上されております。

次に、歳出の主なものは、会計年度任用職員の報酬として40万円、また、後期高齢者医療制度見直しに伴うシステム改修委託料として20万円が追加計上されております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第59号議案、第60号議案、第61号議案、第62号議案については、全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第59号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳出につきましては、商工費において、新型コロナウイルス対策である緊急商工業振興対策に要する経費が4,180万円の減額となっております。これは、事業費確定に伴い、中間市持続化緊急支援給付金及び中間市新型コロナウイルス感染拡大防止休業等協力施設支援協力金の執行残額を減額するものであります。

災害復旧費においては、7月の大雨により発生した蓮華寺地内の市有墓地の石積み崩落に係る復旧工事費として110万円計上されております。

討論において、「新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した事業者への給付金等について、再度、中間市独自の事業を行うのであれば、国や県からの給付金を支給された事業者も支給対象となるような、より広い支援を、より簡素な手続で行うことができるようお願いをして、意見を付して賛成する」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

第59号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第7号）に反対意見を申し述べます。個人番号カード等交付事務に有する経費として、195万6,000円の追加補正が出されています。その全額が国庫支出金での対応であり、国のこの事業に対する思いが見て取れます。

国は、来年秋にデジタル庁を設置し、行政のデジタル化を目指しています。しかし、現在取得率が2割弱のマイナンバーカードを2022年の末までにほとんどの住民が保有することを目標に掲げました。来年度の3月からは、健康保険証の代用としてカードを利用

するとし、運転免許証との一体化も狙っています。そのほかにも、医師や看護師等の国家資格の登録や申請も、カードの利用を考えています。

11月12日の衆議院総務委員会では、個人番号が5,000万枚も過剰に発注され、その業務が大手大企業2社で分け合う実態も明らかとなりました。しかも、業者は業者を特定する随意契約であります。

個人番号は便利であることを政府は強調しますが、逆に、個人情報漏えいや、それによる不法な使われ方の危険性も高まります。また、政府が進めようとしている真の狙いは、国民の利便性というより、自助の名のもとに社会保障の切り捨ての手段とすること、あるいは国民監視国家の推進というのが見て取れます。

そうしたことから、このことをより一層進めることとなる、この補正予算については反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第59号議案から第62号議案までの補正予算4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第59号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第7号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第59号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。ただいま第59号議案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

次に、第60号議案令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第61号議案令和2年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第61号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第62号議案令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第62号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5. 第63号議案

日程第 6. 第64号議案

日程第 7. 第65号議案

日程第 8. 第66号議案

日程第 9. 第67号議案

日程第10. 第68号議案

日程第11. 第69号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第5、第63号議案から日程第11、第69号議案までの条例改正7件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長(中野 勝寛君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第64号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、本年6月市議会で議決いたしました、中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例に基づき、働く婦人の家が令和3年3月31日をもって廃止されることに伴うものです。

条例改正の内容といたしましては、働く婦人の家運営委員会の委員の報酬について、定められた規定が削除されるものです。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第63号議案、第65号議案、第66号議案、第67号議案及び第68号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第63号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、令和元年10月1日に施行された子ども・子育て支援法の改正により、子育てのための施設等利用給付が創設され、当該給付事務を行うに当たって個人番号が利用できるよう行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことによるものです。

条例改正の内容といたしましては、特定個人情報の相互利用を行うことができる事務に、子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務を追加するものです。

なお、条例の施行日については、公布の日からとなっております。

次に、第65号議案中間市債権管理条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、本年3月31日に地方税法が改正され、延滞金を算定する際に用いる割合の名称が、「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に変更されたこと及び延滞金の割合が年0.1%未満であるときは年0.1%とするように規定が追加されたことに伴うものです。

条例改正の内容といたしましては、当委員会の所管である中間市債権管理条例、中間市後期高齢者医療に関する条例、中間市介護保険料条例及び中間市市税条例において、地方税法にならい、延滞金割合の算定方法を規定しているため、法改正と同様の改正を行うものとなっております。

なお、条例の施行日については、法の施行日に合わせ、令和3年1月1日となっております。

次に、第66号議案中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、子ども医療費の助成対象者の拡大及び助成額を拡充することに伴うものです。

条例改正の内容といたしましては、通院及び調剤に係る医療費の自己負担額の助成について、対象者を現行の小学6年生までを、中学校3年生までに拡大するものです。

なお、中学生の通院助成額については、一つの医療機関に対し、一月当たりの本人負担額が1,600円を超える部分、また、調剤については、自己負担額の全額となっております。

また、入院に係る医療費の自己負担額の助成については、3歳から中学生までが無料となっております。

なお、条例の施行日については、令和3年4月1日となっております。

次に、第67号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県の重度障がい者医療費支給制度に係る補助基準が、令和3年4月1日に改正されることに伴うものです。

条例改正の主な内容といたしましては、入院に係る助成基準等の特例の対象者について、小学6年生までを中学3年生までに拡大するものです。

なお、条例の施行日については、令和3年4月1日となっております。

次に、第68号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法施行令の改正が本年9月4日に行われ、令和3年1月1日から施行されることによるものです。

条例改正の内容といたしましては、平成30年度税制改正において、給与・公的年金等所得控除額が10万円引下げとなり、そのため、国民健康保険税算定の基礎となる所得額が増額となります。国民健康保険税の増加を抑制するために、国民健康保険税の減額に係る基準額を10万円引き上げ、現状の「33万円」を「43万円」に変更するとともに、世帯に納税義務者以外に給与・公的年金所得者がいる場合は、対象者1人当たり10万円が基準額に加算されます。

なお、条例の施行日については、令和3年4月1日となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第63号議案、第65号議案、第66号議案、第67号議案及び第68号議案のいずれも、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第65号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第69号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第65号議案中間市債権管理条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、本年3月31日に地方税法が改正され、延滞金を算定する際に用いる割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に変更されたこと及び延滞金の割合が年0.1%未満であるときは年0.1%とするように規定が追加されたことに伴うものであります。

条例改正の内容といたしましては、当委員会の所管である中間市道路占用料徴収条例において、地方税法にならって延滞金割合の算定方法を規定しているため、法改正と同様の改正を行うものとなっております。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせ、令和3年1月1日となっております。

次に、第69号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、火災予防に係る条例制定基準を定める総務省令である対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が、本年8月27日に改正されたことによるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、省令と同様に急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大し、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するものとなっております。

なお、条例の施行日につきましては、省令の施行日に合わせ、令和3年4月1日といたしております。

討論において、「電気自動車の普及が進み、急速充電設備の増加が見込まれることから、中間市として設置者に指導等が行えるように、電気技術者等の資格を持った職員の採用を検討していただきたい」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、第65号議案、第69号議案いずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長のご報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第63号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に、反対意見を申し述べます。

反対の要旨につきましては、先ほどの一般会計補正予算で述べた内容と同一でありますので省略いたしますが、利便性の強調の裏に隠された真の狙いが情報の国家管理の強化にあることは明白であります。我が国の政府は、国民が絶対的な信頼を寄せられるような国民本位の政府ではありません。また、共謀罪や秘密保護法の制定に見られるように、国民監視の姿勢を徐々に強めています。こうした政府に、私たちの個人情報を丸投げするような、このような制度改悪については、到底受け入れられるものではありません。

よって、この条例案については反対といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第63号議案から第69号議案までの条例改正7件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第63号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第63号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第64号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第64号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第65号議案中間市債権管理条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第65号議案は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、第66号議案中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第66号議案は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、第67号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第67号議案は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、第68号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第68号議案は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、第69号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第69号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 第70号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第12、第70号議案中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例を廃止する等の条例を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第70号議案中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例を廃止する等の条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の廃止条例は今年度末で病院事業を廃止するもので、病院事業の廃止に併せ、廃止後における診断書等の交付手数料に関する規定を設けるとともに、市立病院職員の身分及び給料表等の病院事業に関する文言が含まれる条例について改正を行うものです。

昭和40年に開院し、現在に至るまでの長期にわたり、本市の医療提供体制の中核を担ってまいりました病院ではありますが、近年では、人口の減少に伴う入院・外来患者の減少、また、今年度は新型コロナウイルス感染症等の影響により、収支の改善が難しい状況が続いております。

さらに、建物の老朽化や医師を含む医療スタッフの確保にも苦慮されています。

また、経営状況としては、公営企業における経営状態の悪化の度合いを示す資金不足比率が年々上昇し、令和元年度にあつては16.2%となり、また、令和2年度末にあつては、国が定めた経営健全化基準の20%を大幅に超える29.3%となる見込みとなっております。

さらに、一時借入金については、令和2年の3月議会で当時の限度額4億円を超えるかもしれないと説明があり、限度額を10億円とする補正予算が可決されましたが、金融機関からの融資は7億円とされており、令和2年度末の一時借入金の額は6億1,000万円となることが予想され、1年で2億円を超える融資を受けながら、病院経営を行っていることとなっております。

地方独立行政法人化の検討もなされましたが、人材の育成や独立行政法人移行準備に必要な2年ほどの期間に大幅な赤字を計上し、累積欠損金も増加する可能性も極めて高いこと、新病院建設に係る建設費用の償還が極めて困難であることなどから、断念したとのことです。

このような状況下のもと、収支改善するための様々な取組がなされ、今年の3月に臨時庁議で再編・統合を視野に入れた民間移譲の方針を決定した以後は、総務部に公共施設管理室を設置し、民間移譲先の選定や交渉などが行われました。

協議先の秋桜会とは事業計画をもとにした協議がなされましたが、合意条件等に関きがあり、交渉打ち切りという結果となっております。

令和3年度も病院事業を存続する場合、資金不足比率が20%を超えるため、4年の健全化計画を定め、国及び県の指導や勧告を受けながら、経営改善に取り組むこととなりますが、費用の削減、収入の増を図ったとしても難しく、市から毎年、4億円を超える繰入れを行わなければ病院事業を継続できない、極めて厳しい状況にあるとのことです。

また、一時借入金も7億円の限度額を超えることとなり、その時点で不渡りを出し、経営破綻となることが予想されることから、廃止の判断に至ったとのことであります。

なお、条例の施行日については、令和3年4月1日となっております。

討論において、「赤字経営が強調され、計画性がなく、説明責任を果たしていない取組に、市民の負託を受けている議員として納得できないので、中間市立病院廃止に係る条例案に反対します」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成少数で否決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

私は、明政クラブの植本種實でございます。私は、市立病院廃院に反対いたします。

世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス対策や中間市が今、直面している高齢社会で、中間市立病院が果たしている役割は大変大きなものがあります。世界中で病院を必要としています。市立病院の重要性は、今後ますます増大していくばかりだと私は思います。その市立病院を廃止するとは到底理解できません。市立病院の存続は、中間市民の誇りであり、地域医療の中心です。人の命とお金を天秤にかけてはなりません。

行政は、市民の生命と財産を守り、困っている人を助けるのが責務です。市立病院を廃止して、その責務を果たしていると言えるのでしょうか。財政が苦しい苦しいと言いますが、どこがなぜ苦しいのか、よく説明してください。やるべきことをやったのですか。単純に数字を並べて足し算引き算して、ただ、財政が苦しいと言うだけならば、何の説明にもなっていません。市立病院を廃止したら、市の財政はよくなるのですか。福田市長のやり方は場当たりの見当違いのことをしています。長期展望がなく、市民には夢も希望もない、公共施設ゼロの中間市をつくらうとしています。

同時に、市立病院廃止は、福田市長の明らかな公約違反です。公約違反の説明を明確にすべきです。福田市長は一つも公約を実行していません。言いつ放しで何の責任も取らないならば、市長不信、行政不信を招きます。

福田市長は、市民には何も説明しないで、行政中心の、行政のための行政をやっているとか言わざるを得ません。中央公民館廃止をはじめ、市民は新聞からでしか情報を得ることができませんでした。市民の意向を無視していると言わざるを得ないと私は思います。

私は、市立病院のあり方を三たび見直して、真に必要な病院をつくるべきだと思います。ただ、私も、市立病院がこのままでいいとは思っていません。規模を縮小したり、診療科目を特定化したり、後方支援の病院など、存続方法は幾らでもあると思います。今から必

要とされる市立病院として、再生・存続すべきと私は意見を申し上げます。

よって、第70号議案の市立病院廃止条例には反対いたします。（発言の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

傍聴者は静粛にお願いします。

ほか討論ありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

第70号議案中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例を廃止する等の条例に対し、討論を行います。

中間市立病院は、医師不足により、経営不振に陥っています。平成16年の研修医制度の改正で、研修先を自由に選択できるようになり、大学の医局に残る医師が減り、派遣してもらえなくなったからです。

平成15年、18人いた常勤医師は、平成30年、6人まで減り、現在は7人です。今の病棟は、昭和53年建築で、耐震化が施されておらず、築42年が経過し、空調機器の故障など、老朽化が進んでおります。

手術室などの医療環境も旧式で、医師も来たがらないそうです。

病院事務長から、「平成30年には1億6,000万円、翌31年には1億4,000万円赤字になり、今年度も1億7,000万円の赤字が出る見込みである。これらは、銀行からの借入れで賄っている。昨年3月、銀行の借入金の枠を4億から10億に広げようとした。銀行からは、経営状態を見ると、既に債権の回収を求める段階で、資金を提供する状況ではないと言われた。それでも、中間市の病院ということで、7億まで枠を広げてくれた。しかし、今年度には、7億円近くまで借入れが膨らみ、病院を継続すれば支払いができなくなる、また今年度決算で、経営の健全化を示す数値、資金不足比率が20%を超えるため、病院が国の管理下に置かれる。中間市立病院は、経営破綻寸前である」との極めて厳しい説明がありました。

銀行がお金を貸してくれなくても、市の財政が豊かであれば、もう少し時間をかけて決めることができたのですが、今の中間市は急速な人口減少と高齢化の影響で財政が逼迫しており、家庭の預金に当たる財政調整基金が10億円しかなく、全く余裕がありません。

例えば、個人の借金なら自己破産などで返済を免れることもできるのですが、市立病院がつくった7億円近い借金は、全て中間市が返済しなければならず、市民の大切な血税であてがうこととなります。医師の確保の見込みがないまま赤字経営を継続することは、市民の負担が増すばかりであり……（発言の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

傍聴者は静粛にお願いします。

○議員（7番 掛田るみ子君）

今後の行政サービスに大きく影響が出ることは明白であります。（発言の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

傍聴者は退席をお願いします。傍聴者退席。

○議員（7番 掛田るみ子君）

患者の皆様には、申し訳ない気持ちでいっぱいですが、経営改善が見込めない以上、廃院を認めざるを得ないと、苦渋の決断をさせていただきました。

このような厳しい内情をあからさまにすることに躊躇されたのかもしれませんが、市民にとっては突然の廃院の決定であり、説明不足であることは否めません。今後、市民への説明と市立病院の患者への十分なサポートをお願いしまして、本議案に賛成とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

傍聴者の皆様に申し上げます。静粛をお願いいたします。

議事を進行いたします。

ほかに討論ありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。傍聴席から声が出るような、このような重大な問題であります。

第70号議案中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例を廃止する等の条例に反対する討論を行います。

市立病院の理念は、誠意ある最良の医療を通じて、地域住民の健康と心の支えとなり、地域社会より信頼される病院を目指しますとあります。今日まで地域住民の健康を守り、心の支えになってきたことは、大きな功績だと思います。特に今年は、コロナウイルス感染症拡大に伴う発熱外来など、公的病院ならではの使命感を持って対応され、発熱外来の数も11月末までに862人が受診をされ、そのうち陽感染者が2名、疑似感染者が1名と聞いております。国の第21回医療計画の見直し等に関する検討会、この資料を読みますと、今回、コロナ禍で患者、住民の受診行動がどのように変化したか、そのことによって、治療内容や患者の心身にどういった影響があったかなど、今後の分析とその結果を、地域医療構想の検討などに活用されることを求めたいと言われております。そうした上で、昨年9月に示された424の公的医療機関のうち、幾つかの医療機関が指定感染症機関である、そのバックアップ機関として、地域で最も活躍した病院になっていたということもあるため、今回のコロナに関するいろんな診療機能等の実態をもう一度調査し、それを地域医療構想の中で、データとしてぜひお示しをいただきたいと記されております。

国では、今でもこの議論が続いている状況であります。また、あり方検討委員会の提言書によりますと、病床機能別の病床数においては、北九州市内に医療機関が集中していることから、急性期機能としては充足している状況になっている。しかし、回復期機能につ

いては不足をしており、病床機能はアンバランスな状況になっている。中間市の現状や将来予測、市立病院が果たしている役割を考慮すると、中間市に必要な機能としては、地域に密着した急性期機能とともに、北九州市内にある高度急性期医療機関で治療を終えた患者の皆さん方が住み慣れた地域で、継続的なケアを受けるための回復機能であると言われていています。この間、市民に対する説明会も行われませんでした。ましてや議員に対する説明のときにも、文書が回収をされました。市民の皆さんは納得したのでしょうか。

今、イギリスでは、コロナウイルスの変異が発生し、日本でも患者数は20万人を超えました。公的病院の必要性が今、問われているのではないのでしょうか。市長、病院長、スタッフの皆さん、市民の皆さんの参加の中で、市立病院再生の道を求めていくべきではないのでしょうか。

以上の理由から、70号議案について反対といたします。（拍手）

○議長（下川 俊秀君）

傍聴者は静粛にお願いします。

ほかに討論ありませんか。中尾淳子さん。

○議員（9番 中尾 淳子君）

公明党の中尾です。第70号議案中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例を廃止する等の条例に対し、討論を行います。

中間市立病院は、大正8年、中鶴炭鉱が開設し、昭和40年に中間市に移譲されたもので、昭和53年に現在の地に移転・改築し、現在に至っております。既に築42年が経過し、建物の老朽化も著しく、空調機器も頻繁に故障が起きています。このまま使用を続けたとしても、最長3年程度の使用が限界であります。中間市立病院廃止に反対し、地方独立行政法人化による公立病院としての存続を求める請願は、市民厚生委員会では賛成少数で否決されました。

請願の独立行政法人化につきましては、病院経営に精通した理事長の選択が非常に困難であること、移譲準備に2年ほどの期間がかかり、その間に大幅な赤字が出てしまいます。さらに、独立行政法人化する際に、多額の赤字を処理する費用が発生します。また、新しく規模を縮小し、新病院を建設したとしても、建設費用は、医療機器を含まず、11～12億円と試算されています。今の中間市には、残念ながら、そのような財政力はありません。令和3年度も引き続き病院を継続すれば、国や県からの指導を受けながら、経営改善に取り組むこととなり、令和2年度と同様に2億円を超える資金が必要となります。令和3年度末を待たずに、借入れ上限額の7億を超えた時点で不渡りを出し、破綻してしまいます。中間市立病院がなくなってしまうことは、市民の一人として、また議員として、大変厳しい選択ではありますが、中間市立病院廃止条例に賛成することが中間市にとって、市民の皆様一人一人にとって最善の選択であると確信します。少なくとも、来年3月までは病院は存続します。その間に、入院・通院の患者の皆さんには、転院先の確保や紹介に

関して責任を持って行います。ご安心くださいとのことであります。

私の知人に、ずっと中間市立病院にかかっている人がいます。難しい障害を持っていますが、担当の医師から、私が責任を持って次の病院を紹介するからと言われ、大変ありがたい、安心して話をしてくれました。10年前ぐらいから、委員会としても経営状況、経営形態を注視してまいりました。個人としても、早急な対応の必要性も認識しておりましたが、ここに至るまでの経過の説明を皆様に伝えることなく、今日を迎えましたことに、皆様の困惑、怒り、限りない不安感は本当に理解ができます。中間に育った一人として、市立病院が一抗にありました時代より、慣れ親しんだ、本当に大変お世話になった病院であります。

しかし、非難を恐れず、市立病院を廃院する条例に賛成することが、私自身の政局や保身のためでなく、これからの中間市にとって最善の選択、判断であることを申し上げ、賛成討論いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。安田明美さん。

○議員（11番 安田 明美君）

福祉クラブの安田明美です。第70号議案中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例を廃止する等の条例について、反対討論をいたします。

中間市立病院は、昭和40年から今日まで、中間市において医療提供体制の中核を担ってきました。その役割は、先進医療などに特化したものではありませんが、一般診療所での治療が難しい患者さんや経済的などに問題がある患者さんへの治療、また特定健診、3歳児健診や市民の方々の研修会への医師派遣など、地域に密着し、福祉的な観点からも重要な役割を果たしてきました。市立病院を廃止することにより、これまで市立病院が担ってきた役割を民間医療機関が今後も同様に役割を担ってくれるのか、疑問であります。中間市の地域医療の質の低下が危惧されます。

また、現在、市立病院に入院及び通院されておられる患者さんにも、ほかの病院に転院等を行っていただき、特に人工透析をされている患者さんは、近隣の病院で全て治療が本当にできるのですか。

また、高齢の患者さん、病院までの交通手段もなく、週3回の通院ができるのか懸念され、生命を脅かすことにもなりかねません。今回の市立病院の廃止議案の議会上程に当たっては、まず、市立病院の独立行政法人化の検討に始まり、民間移譲の交渉、交渉決裂による閉院と令和3年3月31日までという期限ありきで、その場しのぎの決断がなされ、廃止後の地域医療の質を低下させないための対応や患者さんの転院等、具体的な対応も決定されておられません。そして、何よりも住民への説明も全くされておられません。9月議会で廃止が決まった、中央公民館のときも、住民説明が十分でないと言われていたにもかかわらず、また同じことをなされるのですか。

市立病院の問題に関しては、福田市長、以前からの問題であり、これまで山積された様々な問題解決に市長が取り組まれていることには理解できますが、赤字経営ばかりが強調され、計画性のない、そして市民への説明責任を果たしておらず、また現況のコロナ禍の中での取組方に、本当、市民の負託を受けている議員の一人として、到底納得できません。

よって、中間市立病院の廃止に係る本条例案については、反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

公明党の草場でございます。うちの掛田議員と中尾議員が賛成討論をしましたように、中間市立病院が現在に至るまでの経緯と現況の説明がありました。そして、今、決断すべき方向性も示しました。私も全面的に同意するものであります。聡明な皆様には、十分に理解していただいているものと思いますが、再度申し上げます。

中間市立病院の経営破綻の要因は、収益の悪化により、病院の手持ちの現金がなくなり、一時借入金による運営を行い、資金がショートをし、ショートを起こして経営破綻に追い込まれている状況にあるということでもあります。その経営悪化の最大の要因は、医師不足であります。

平成15年と比べて平成30年度は、医師の数が3分の1までに激減し、今もなお医師不足が常態化し、かつ今後の医師確保が見通せない状況にあるということでございます。

ちなみに、存続の手段である地方独立行政法人や指定管理制度にしても、超えなければならぬ、あまりにも大きなハードルが複数あります。その一つに、この独法にしても、指定管理にしても、この二つのどちらかを実行するにしても、新病院の建設が必須条件であるということでもあります。今の中間市の財政状況を見れば、新病院の建設は、どう考えても無理であります。私どもは病院だけでなく、中間市本体までが最悪の事態にならないように苦渋の決断をいたしました。問題を先送りにしても、問題が解決することはありません。関係者である、まず市執行部、そして議員、市職員がもっと当事者意識を持って、この局面に立ち向かうべきときであると考えます。時間が経過すればするほど解決が困難となり、最悪の結果を招くことになりかねないことを一番危惧するものであります。

今議会で、本条例案を通過させ、患者の皆様、そして病院で働く方々のために、対応すべき次のステップに入るべきと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第70号議案中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例を廃止する等の条例を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

原案について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立少数であります。よって、第70号議案は否決されました。(発言の声あり)

傍聴者は静粛にお願いします。騒ぎ立てしますと、退席していただきます。

日程第13. 第71号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第13、第71号議案中間市総合会館条例を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長(中尾 淳子君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第71号議案中間市総合会館条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

この条例は、本年9月市議会で施設廃止の議決をいたしました教育施設である中央公民館の機能を令和3年4月1日から、これまで福祉に特化して運営されているハピネスなかまに移転することに伴い、ハピネスなかまを複合施設として位置づけるものです。

条例の内容につきましては、ハピネスなかま内に福祉センターと中央公民館を設置し、福祉と文化活動の増進に係る総合的な市民サービスの提供を目的とする施設として運用方法を定めるもので、既存の中間市地域総合福祉会館設置条例の全部改正が行われています。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日となっております。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長(下川 俊秀君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより第71号中間市総合会館条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第71号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14. 第72号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第14、第72号議案公の施設の指定管理者の指定について(中間市チャレンジショップ)を議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長(植本 種實君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第72号議案公の施設の指定管理者の指定について(中間市チャレンジショップ)について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市チャレンジショップは、本市の新規起業者への育成支援及び中心市街地のにぎわい創出を目的とする施設であり、その管理運営につきましては、設置目的の効果的な実現及び効率的な運営のために、民間のノウハウを活用することを目的として指定管理者による管理が行われております。

このたび、令和3年3月31日をもちまして指定期間が満了となりますことから、令和3年4月1日以降も引き続き指定管理者による管理運営を行うため、指定管理者候補の公募、指定管理者選定委員会による審査が行われ、一般財団法人中間ゼネラルが候補者として選定されました。

選定の理由といたしまして、同法人は安定した経営を行うための財政基盤と実績があり、事業計画についても当該施設の基本理念など目的を十分に理解し、地域の住民にとって役立つ具体的な事業展開が期待できること、民間のノウハウを生かした事業展開など、出店者の起業育成支援及び利用者サービスの向上が大いに期待できることなどが高い評価を得たことによるものでございます。

なお、指定期間につきましては、指定管理者選定委員会から5年間の報告がありました。今年度末までに策定する本施設の個別施設計画により示される方向性その他の事情を踏まえて、施設のあり方、指定管理者、施設の管理方法等について、時宜を得た検討をする必要があると思料されますことから、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であ

ります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第72号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市チャレンジショップ）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第72号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15. 第73号議案

日程第16. 第74号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第15、第73号議案及び日程第16、第74号議案の市道路線2件を一括議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第73号議案及び第74号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第73号議案中間市道路線の認定について申し上げます。

今回、認定される路線は、通谷団地187号線、通谷団地188号線及び通谷団地189号線の3路線でございます。

この3路線につきましては、通谷団地187号線及び通谷団地188号線にあつては通谷一丁目地内の、通谷団地189号線にあつては通谷二丁目地内の道路用地の寄附を受けたことにより、市道として認定するものとなっております。

次に、第74号議案中間市道路線の変更について申し上げます。

今回、変更される路線は、塘ノ内11号線の1路線でございます。

この路線につきましては、現在市道認定されておりますが、中間市道路線の台帳整備を

進める段階で、路線名の重複が判明したことから、路線名を現在の「塘ノ内11号線」から「塘ノ内14号線」に変更するものとなっております。

最後に、採決いたしました結果、第73号議案、第74号議案いずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第73号議案及び第74号議案の市道路線2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第73号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第73号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第74号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第74号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17. 請願第4号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、請願第4号中間市立病院廃止に反対し、地方独立行政法人化による公立病院としての存続を求める請願を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております請願第4号中間市立病院廃止に反

対し、地方独立行政法人化による公立病院としての存続を求める請願について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回提出されました請願は、中間市立病院を、地方独立行政法人化による公立病院として存続することを求めるものです。

趣旨といたしましては、令和元年9月の中間市立病院あり方検討委員会の答申において、「市立病院としての特性を強く残すことができる地方独立行政法人化が望ましい」とあったにもかかわらず、中間市は財政難を理由に民間移譲を発表し、秋桜会との交渉が進められました。

しかしながら、交渉は決裂し、民間移譲がなくなったことから、中間市民の安全安心の医療供給体制の維持発展のため、地方独立行政法人化による市立病院の存続を求めるものです。

最後に、採択いたしました結果、賛成少数で不採択とすべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。請願第4号中間市立病院廃止に反対し、地方独立行政法人化による公立病院としての存続を求める請願に、賛成の立場から意見を申し述べます。

我が党としては、独立行政法人化ということではなく、あくまでも中間市の直営で実施すべきという考え方ではありますが、現在のように市立病院を市民の意向も聞かずに、いきなりなくすという乱暴なやり方については、到底容認できません。

この請願では、市立病院の存続を求めていますので、この基本点では一致できますので、賛成をいたします。

元来、公立病院は採算という点では、民間医療機関ではやらないような採算部門の業務を引き受けていますので、財政的には厳しいのは当たり前の話であります。また、その上に、国の1980年代からの方針で、医者が増えると医療費が膨張するとの閣議決定により、医学部入学定員を減らしてきた経緯があります。中間市の現在の困難は、そのことによる医者不足と研修医制度の改悪による新卒医師の2年間の臨床研修の義務づけの影響により、都市部の病院に研修医が集中したことが主な原因であります。

市立病院としては、独自の対応をしてきたようですが、市長をはじめとする当局は、このことにどう向き合ってきたのでしょうか。赤字が始まったのは、現在、市長就任の平成

30年度からが本格的な赤字であります。日本全国では、長野県のように近年、高齢化率が男性で1位、女性5位という高齢化の進んだもとでも、全国平均より年間医療費が1人15万円も下回るという事例があります。福岡県の平均額と比べると、実に30万円の開きがあります。また、岩手県の旧沢内村の経験など、公的病院が予防医療に本腰を挙げて取り組むと、大幅に全体の医療費を下げる効果があることが証明をされています。ここでは、かつて60歳までの医療費の無料化と乳幼児死亡率ゼロを我が国で初めて実現をいたしました。

こうしたことから、病院単独の経営内容だけを見るのではなく、こうした国保等の医療費負担との連結で効果を見る姿勢が今は大事ではないでしょうか。

ちなみに、中間市の国保加入者約1万人に、福岡県の県平均と長野県県平均の差額の30万円を掛けますと、中間市では30億円の医療費の削減となります。市立病院をなくすのではなく、中間市民の健康と命の守り手として、予防医療のとりでとして発展させることが、未来の中間市民にとってもプラスになるのではないのでしょうか。

公立病院は潰してしまえば、幾ら必要性に迫られても、再建するのはもう困難であります。新型コロナ感染下で、国を挙げて医療危機が叫ばれている中で、公立病院をなくすということは、未来をなくすということであります。絶対にそのことは許されることではありません。

よって、この請願には全面的に賛成をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより請願第4号中間市立病院廃止に反対し、地方独立行政法人化による公立病院としての存続を求める請願を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において裁決いたします。

本請願について、議長は不採択と裁決いたします。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第18、意見書案第12号義務教育での20人学級を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第12号義務教育での20人学級を求める意見書案についての提案理由を申し上げます。

日本全国での少人数学級を求める国民の声は、ついに政府を動かしました。小学校全学年での学級規模での一律引下げは、40年ぶりのことだそうであります。来年の通常国会に学級の上限人数を定める義務教育標準法の改正案が提出されることとなりました。この改正案では、現在、小学校1年のみ35人学級で他は40人学級である上限人数を、2025年度までに小学校全学年で35人学級とするものであります。

私たちが求める20人学級にはまだまだほど遠いものですが、国が少人数学級に一步前向きに動き出したことは評価できることだと思います。

今年に入ってからコロナ禍の中で、一時的ではありますが、多くの学校で分散型の20人学級が実現いたしました。そこでは、今までの多人数学級では少くない子どもたちが授業内容を理解しなくても、勝手に先へ先へ進むという授業内容でしたが、20人学級の中で、暗記型ではない、みんなで深く考え合える豊かな授業を経験することができました。

方程式ができなかった、理解ができた生徒の、「自分はばかではなかった」という言葉が全てを語っていると思います。分かる子だけが脇目も振らず、先へ先へと進む授業のやり方は、分からない落ちこぼれの子を生み出すだけではなく、分かる子の理解力も浅いものとなります。

20人学級が当たり前の欧米では、クラス全員の理解を求めて、子どもたちの援助し合う授業の中で、共に成長できる環境がつくられています。問題は国の予算です。我が国の教育費は、GDP（国内総生産）に占める割合が2.9%と、OECDの平均の4.1%を大きく下回っています。OECD内でも下から2番目という低さであります。せめて、OECDの平均まで引き上げて、20人学級を実現することを求めます。

コロナ禍の3密を避けるためにも、このことは絶対必要条件でもあります。20人学級実現のための新たな予算は8,630億円、それを実現してもGDP（国内総生産）に占める教育予算は3.1%、OECDの平均4.1%には1%も残っています。決して無理な話ではありません。資源の乏しいこの国の宝は、人材であります。

以上、議員諸氏のご賛同を求めます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第12号義務教育での20人学級を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立少数であります。よって、意見書案第12号は否決されました。

日程第19. 意見書案第13号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第19、意見書案第13号核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第13号核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書案についての趣旨説明を行わせていただきます。

中間市では、昭和58年に核兵器廃絶や恒久平和の願いを込めて、非核平和都市宣言を市議会で決議しました。2017年7月に国連で採択された核兵器禁止条約の批准国が、今年10月、50か国に達し、来年1月22日に条約が発効する運びとなりました。

このことは、「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という被爆者の皆さん方の思いが国際社会を大きく動かしたものであり、広島市民・長崎市民、さらには人類の悲願である核兵器の禁止・廃絶を具体化する大いなる一歩となるものであります。

一方、核兵器を保有する国や核の傘の下にある国々は核兵器禁止条約に反対している状況にあり、今後、核兵器禁止条約を包括的で実効性の高いものにしていくことが大きな課題となっております。

唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向けた、特別の役割と責任を負って

います。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器禁止条約が発効することを見込んで、下記の事項を行動に移すことにより、核兵器保有国と非保有国の橋渡しを積極的に進めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために、主導的役割を果たされるよう強く要請いたします。

1. 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。それまでは、オブザーバーとして締約国会合及び検討会議に参加すること。

2. その上で、核兵器保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上であります。多くの皆さんの賛同をお願いし、私の趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第13号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第13号核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案について、議長は否決と裁決いたします。よって、意見書案第13号は否決されました。

日程第20. 意見書案第14号

日程第21. 意見書案第15号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第20、意見書案第14号及び日程第21、意見書案第15号の意見書案2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。意見書案第14号及び第15号の提案理由の説明を行います。

まず、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書案の提案理由を述べます。

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者が増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっています。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払いに悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っています。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっています。

よって、国において、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望いたします。

1. 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。

2. 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など、住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティーネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティーネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。

3. 空き家などの改修・登録に取り組む不動産業者と貸主へのインセンティブ強化やコロナ感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティーネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。以上。

次に、不妊治療への保険適用の拡充を求める意見書案の提案理由を述べます。

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かりました。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となっております。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行い、特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充しています。また、不妊治療への保険適用もなされてきましたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られています。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人にとっては過重な経済負担になっている場合が多いことが現実であります。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めていますが、保険適用の拡大など、所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題であります。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

1、不妊治療は一人一人に適切な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらには男性に対する治療についてもその対象として検討すること。

2、不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

3、不妊治療と仕事の両立ができる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

4、不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、議員の皆様のご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第14号住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

全員起立であります。よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第15号不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

全員起立であります。よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第22. 会議録署名議員の指名

○議長(下川 俊秀君)

これより、日程第22、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、柴田芳信君及び柴田広辞君を指名いたします。

○議長(下川 俊秀君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和2年第6回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 柴 田 芳 信

議 員 柴 田 広 辞

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員